

区立保育園のあり方検討部会報告書

平成 30 年 3 月

世田谷区子ども・子育て会議
(区立保育園のあり方検討部会)

1. はじめに

区立保育園は、自治体において保育を行う責任を定めた児童福祉法第24条により設置された行政直営の保育施設であり、公務員である区立保育園職員には、全体の奉仕者として地域全体の子どもたちの育ちの保障や保育の質の向上に向けた取り組みを行う責任がある。

区は、保育の質の向上と活性化、行政運営の効率化等を図るため、区立保育園の民営化を実施し、その後、平成24年2月に「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」をまとめ、区立保育園の役割として、地域の保育の質や子育て支援機能の向上支援を行うことを定めた。

また、平成27年3月に「世田谷区保育の質ガイドライン」を策定し、「子どもを中心とした保育」を実践することを基本とすることを明示し、保育待機児童解消のために整備した多くの新設園においてもガイドラインに則った保育を実践することを条件とするなど、量的拡大と保育の質の確保を両輪とした保育施設整備に取り組んできた。

このような中、区は、全ての保育施設が安全で安心して子どもの保育を行えるよう多様な支援を行っているが、急増する保育施設が必要とする支援を即座に且つ適切に提供することが課題となっており、公・民間問わず全ての保育施設が協力し、この課題に取り組むことが重要である。特に身近な行政機関である区立保育園には、区内保育施設の保育の質の確保のため、地域の保育施設の声を聞き、必要に応じ保育の質の向上に共に取り組むことが求められている。

更に、区立保育園のあり方を検討する上では、「子育て支援」についての議論は欠かせない。児童虐待通報・相談件数は年々増加しており、虐待を受けた子どもの年齢構成を見ると、0歳から就学前の子どもが全相談数の半数を占める状況である。低年齢の子どもへの虐待は生命の安全にも関わることであり、通報に至る前の予防的な支援が重要である。

また、平成29年3月に告示された「保育所保育指針」においても、「保護者支援」の章を「子育て支援」の章に改定し、保育所が保育の環境など保育所ならではの特性を活かして行う子育て支援についての重要性を示している。

これまで、区立保育園では、待機児童の解消に向けて保育の質を確保しながら定員の弾力化に注力し、一時保育などの多様な保育の提供については民間保育施設が中心となって進めてきた。今後は、すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、養育への支援が必要な家庭への支援や虐待を未然に防止することに更に力を注ぎ、児童福祉法に位置づけられた児童福祉施設としての役割をより明確にし、全ての保育施設が子育て支援事業の充実に取り組む必要がある。

本部会は、これらの背景や児童相談所の移管を踏まえ、児童福祉施設としての区立保育園の役割に焦点を絞り検討を重ねてきた。この検討結果が、少しでも区の施策として実を結び、区内全ての子どもたちが今をいきいきと過ごし、未来の希望となり社会の一員として地域で活躍することを願って止まない。

2. 世田谷区立保育園のあり方検討部会（別添「議事録」参照）

（1）趣旨

児童福祉施設としての保育園の役割を明確にし、行政直営である区立保育園の今後のあり方について、具体的な検討を進めるため、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、区立保育園のあり方検討部会（以下「検討部会」という。）を設置することとした。

（2）検討部会の経過（別添「議事録」参照）

第1回 平成29年7月21日

テーマ「これまで担ってきた保育園の役割の検証と今後について」

第2回 平成29年9月8日

テーマ「児童福祉施設としての区立保育園の役割と体制について」

第3回 平成29年12月15日

テーマ「今後の区立保育園のあり方と人材育成について」

3. 今後の区立保育園のあり方（提言）

検討部会はこれまでの区立保育園の活動や事業の実績、区内の養育困難家庭の状況、新設保育施設ならではの悩み事などについて議論を行った。

この結果、今後の区立保育園のあり方について、本部会として以下のとおり提言する。区には、この報告書を参考にし、具体的な取り組みを検討し、計画的に実践していくことを期待する。

なお、公務員である区立保育園職員については、保育園運営のみならず区の保育行政を推進する上で重要な役割を担う必要があることから、その必要な資質とその向上のための人材育成のあり方について別途まとめた。

（1）養育への支援が必要な家庭等への支援

地域のコミュニティの希薄化や核家族化などの影響により、身近に子育ての相談をできる相手がいないため、子育ての悩みや不安を抱え込み、子どもに身体的、精神的苦痛をあたえるような育児をしてしまう家庭もあり、子ども家庭支援センターへの虐待通報・相談件数は年々増加し、また、相談内容も複雑化、深刻化している状況にある。

更に、区では平成32年4月以降早期の児童相談所移管を目指しており、養育困難家庭への適切な支援等、子ども家庭支援センターとの一元的、効率的な児童相談行政を行うことにより「虐待を未然に防ぐ」予防的な取り組みや「子育て力の回復を支援する」ことがますます重要になっている。

区内保育施設では、保護者を受容し、保護者との信頼関係を構築し、子どもの育ちを保護者と共に喜び合い、保護者の考えを尊重しつつ、保護者の養育する姿勢や力を発揮できるよう支援を行う必要がある。特に困難な課題を抱える家庭について

は、行政機関である区立保育園がその組織力と職員の専門性を発揮し、適切な保育と子育て支援を実施することが望ましい。

また、喫緊の課題として、通常の保育に加え、緊急保育、一時保育等、特別な状況において保育を必要とする家庭の子どもの預かり枠の拡大や柔軟な受け入れを実施し、保育士の専門性から、子育てのノウハウ、子育ての楽しさを伝え、適切な養育環境の実現を支援する必要がある。

(2) 地域の子育て支援

在宅で子育てをしている家庭では、地域との関係の希薄化や子育て家庭同士の交流の機会の減少など、相談には繋がっていないものの保護者自身が子どもとの適切なかかわり方がわからず、自らの子育てについて、日々不安を感じている場合もある。また、周囲からの支援や情報等をキャッチできずに、行き過ぎたしつけ等に気づかないまま、子どもとの不適切なかかわりを続けている場合もある。

このような保護者に対しては、子どもや保護者の状況に応じて、適切な助言や行動見本を示すなど、具体的かつ丁寧に伝えることが重要である。

このため、在宅で子育てをしている家庭を対象とした「地域交流」や「子育てひろば」を通じ、気軽に訪れた親子が一緒に過ごす中で、親子のかかわり方や子育ての仕方を学んだり、相談したりできるような、保育所の特性を生かした子育て支援を実施するとともに、育児不安を感じている保護者等を発見した際には、温かく寄り添い、不安や悩みに共感するなどお互いを大切にしながらも、素直にコミュニケーションすることができる必要がある。

そこで、区立保育園は、民間保育施設が既に行っている多様な子育て支援事業を参考にし、特に、地域子育て支援の柱の1つである一時保育について、要件や内容、量と支援方法等を抜本的に見直し、拡充させる必要がある。

(3) 他の行政機関との連携

区立保育園は行政機関の一部であり、子ども家庭支援センターや児童相談所など地域の関係機関と円滑な連携をとることが容易である。特に支援の必要な家庭の子どもを受け入れ、子どもや保護者の状況を適切に判断し、保育園での支援以外に必要な支援があると判断した場合は、療育機関、子ども家庭支援センター、各総合支所保健福祉課、健康づくり課など地域の関係機関と連携を図り、適切な支援へと繋げる役割も担う必要がある。

また、災害時には地域の身近な行政機関として、近隣の保育施設の状況を確認し、必要に応じ支援を行うなど、世田谷区災害対策本部と連携し、必要な情報を提供するなどの役割も求められる。

更に、地域の子どもや子育て家庭の様々な生活課題を早期に発見し、予防的な支援に積極的に取り組むとともに、小学校に子どもの育ちや家庭の状況を伝え、円滑な就学へと繋げていくためにも、要保護児童支援協議会での情報共有や小学校との

「アプローチ・スタートカリキュラム」の確実な実践、関係機関との連携を積極的に図り、区の施策の着実な実践に取り組むことが期待されている。

(4) 保育の質の確保のための地域連携

ここ数年、区では待機児童解消のために、民間保育施設の整備誘導を図っている。事業者決定には学識経験者等による書類審査・現地調査・ヒアリングを実施し、保育内容等を確認し必要に応じ改善を求めるなど、審査後も開設前に事業者への支援を行っている。

多くの民間保育施設が安定した保育園運営を行っているが、一部の民間保育施設では区外では保育所運営の実績があるものの、例えば、ガイドラインに基づく世田谷の保育の取り組み、地域の特性と、事業者のこれまでの運営方針に乖離があったり、保育士不足の影響もあり経験の浅い保育士が多く配置されたりするなど、開園後に課題が浮上するケースもある。

また、内閣府「教育・保育施設等における事故報告集計」によると、行政の関与が低い制度の保育施設ほど、死亡事故発生率が高くなっている実態があり、保育の質の確保のために行政の関与や支援が有効であることがわかっている。

区では、平成14年度から保育士・看護師等による保育施設への巡回指導相談を実施し、認可外保育施設を含めて助言を行い必要に応じて指導してきたが、近年の施設数の増加に現体制で対応するには限界を迎えている。こうした状況下において、区立保育園が行政機関の一部として、地域の保育施設の支援を行い、必要に応じて保育技術や保育知識を伝え、区内保育施設の保育の質の確保に努めていくことが求められている。

更に、他自治体において実際に起きている民間保育施設での大量退職、突然の事業停止などが世田谷区でも起こらないとは限らない。

このような場合に、区立保育園の保育士を派遣し民間施設を支援したり、そこに在籍する子どもを区立保育園で引き受けるなど、保育を行う責任がある行政機関の一部である区立保育園が緊急事態への対応を行える体制を整える必要がある。

また、行政直営の保育施設として地域で一定の保育の質を確保し示していくことで、民間保育施設と共に切磋琢磨し保育の質を高めていかなければならない。

現在取り組んでいる「地域保育ネット」での保育施設間の連携を更に強め、行政直営の保育園がコーディネーター役となり、「子どもを中心とした保育」の実践に寄与できるよう相互に交流し、先進事例や課題解決方法の共有や、適切な助言・支援を行っていくことが区全体の保育の質の向上につながると考えられる。

4. 区立保育園職員として求められる資質と人材育成

保育園職員には、保育の質ガイドラインに記載されているとおり、子どもの発達を見通し、一人ひとりのニーズにそった保育を提供できる専門性、子どもを受容し全力で愛情を注ぐことができる人間性、一人ひとりの子どもの人格を尊重する倫理をもち、常にそれらの向上に努めること、さらに子どもや保護者と信頼関係を結び相互理解を深められる資質が求められている。

更に、児童相談所の移管を踏まえ、児童福祉施設としての役割を担う子育て支援を実践していくためには、保護者の養育にパートナーとして寄り添い、傾聴と受容を基本とした相談支援を行うことのほか、社会資源に関する支援ニーズをとらえた情報提供、保護者の自己決定の尊重などのソーシャルワークにおける援助技術の援用が必要になる。

今後は、このようなことができる資質を備えた人材を確保し、知識・技術の獲得やキャリアの継続を支援したりする育成が重要である。

現在、区では研修計画に基づき保育に関する様々な研修を実施しているが、国の示すキャリアパス制度を見据えたキャリアアップ研修や医療的ケア等、より専門的な研修を新たに盛り込み、更なる体系的な研修計画を作成し実施する必要がある。

このような人材育成に公・民の保育施設で取り組むことで、区全体の保育の質を向上させる必要があるが、特に区立保育園職員は、人材確保やキャリア継続に安定性をもっていることや、子育て支援事業の最前線である子ども家庭支援センターや児童相談所等との人事交流による能力・技術の習得が可能であることから、その力を活かし、率先して取り組むとともに、培われた人材を民間の支援にも活用する役割がある。

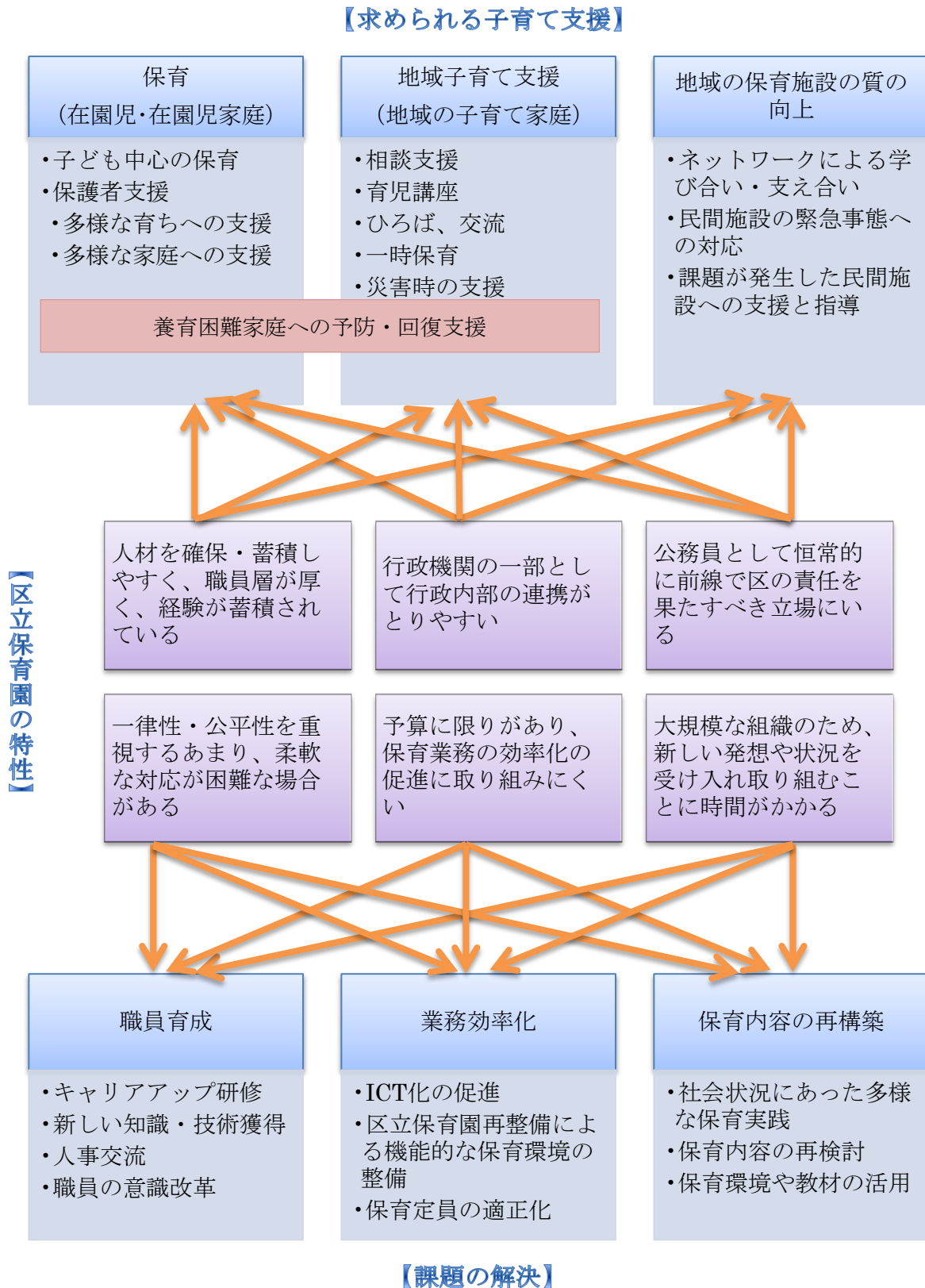
また、区内の保育施設の急増により、中堅、ベテランの保育士を十分に確保できない施設も存在する。そうした施設では自園において保育の毎日の振り返りや課題への対応ができないことも、今後想定しておく必要がある。時にはそうした園への区立保育園職員の派遣などをおこない、自園で日々の保育の振り返りができる体制を補強するなどの支援が考えられる。

なお、区立保育園においては、公平性・平等性を重視するあまり、個々の支援ニーズに対応する柔軟性を欠く場面が見られるとの指摘もあり、子どもの最善の利益を考慮した保育実践について柔軟に考え対応することの必要性について改めて確認し合う必要がある。

区立保育園が培ってきた保育や子育て支援についての振り返りも含め、職場内における研修や外部研修などに参加することと併せて、様々な機会をとらえてその成果を職員全体で共有し、職員間で学びあえる協働性を高め、区の子育て支援にかかる予防行政に対応していくことに取り組むとともに、「地域保育ネット」において地域の保育施設との共有を図ることを推進してもらいたい。

5 全体のイメージ図

これまで述べてきた区立保育園の果たすべき役割、人材育成の要素と求められる子育て支援を体系図にすると以下のとおりに整理できる。



6. おわりに

区立保育園には、区内保育のモデルとして施設環境を整え、保育士等によるより質の高い保育実践が展開されることが求められる。

そこでは、人格形成期である乳幼児期の健やかな育ちを支え、遊びを通じた教育とその土台としての養護を豊かに展開するという保育所の基本的機能に加え、現代の子どもや家庭が抱える問題に向き合い、その伴走者として子育てを支える支援者としての機能が求められている。児童福祉施設でありながら、一般的な利用施設として、子どもの生活の場として、地域の親子の身近に存在していることは保育園の強みであり、特に区立保育園はその公共性を積極的に発揮することが求められている。地域社会の信頼を得て、子どもの市民としての育ちを促すような保育、親子が安心して生活でき、その愛着関係が深まるような支援ができる施設として、将来を見据えた子ども・子育て支援が展開されなければならない、そこで区立保育園の果たす役割の重要性を確認したところである。

この検討部会の議論をもとに、ICT化の推進など保育業務の効率化や定員の適正化など子どもと保育士等によりよい環境を整えるとともに、行政直営である区立保育園は、子どもや家庭の状況を直接的に把握し、子ども家庭支援センターと連携し、今後の児童相談所の移管を見据え、区において具体的な取り組みを検討することを期待する。

全ての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てを楽しみ、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える「子どもがいきいきわくわく育つまち」の実現に向け、区立保育園の今後の展望を期待する。

区立保育園のあり方検討部会員名簿

森田 明美	東洋大学 教授
池本 美香	(株) 日本総合研究所 主任研究員
猪熊 弘子	東京都市大学 客員教授
加藤 悦雄	大妻女子大学 准教授
相馬 直子	横浜国立大学大学院 准教授
普光院 亜紀	保育園を考える親の会 代表
松田 妙子	NPO法人せたがや子育てネット 代表
上田 文子	世田谷区保育室連絡協議会
鈴木 佑輔	子ども・子育て会議公募区民委員
柄木田 えみ	区立豪徳寺保育園 園長
大里 貴代美	区立上北沢保育園 園長

資 料

資料1 区立保育園あり方検討部会設置要綱

資料2 第1回 区立保育園あり方検討部会議事録

資料3 第2回 区立保育園あり方検討部会議事録

資料4 第3回 区立保育園あり方検討部会議事録

区立保育園のあり方検討部会設置要領

平成29年5月30日

29世子育第299号

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉施設としての保育園の役割を明確にし、区の子ども施策の直接の担い手である区立保育園の今後のあり方について、具体的な検討を進めるため、世田谷区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の部会として、区立保育園のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、児童福祉施設としての区立保育園のあり方についての議論を行い、その結果を子ども・子育て会議に報告することとする。

(組織)

第3条 部会は、子ども・子育て会議委員及び区立保育園長のうちから選出し組織する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、子ども・子育て会議会長が指名する委員をもって充てる。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名を受けた委員が、部会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(意見聴取)

第7条 部会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども・若者部子ども育成推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年5月30日から施行する。

第1回区立保育園あり方検討部会【議事録】

開催日時：平成29年7月21日（金）9:30～

場 所：区役所第2庁舎5階第5委員会室

1 各委員からの意見等

(1) 部会の主旨、考え方について

- ・ 児童福祉施設としての保育園の役割を改めて明確にし、区の子ども施策の直接の担い手である区立保育園の今後のあり方について検討する。
- ・ 短期的なものだけでなく長期を見据えた議論としたい。
- ・ 虐待、多文化、障害等多様な面から保育園でのケアについてより具体化した議論としたい。
- ・ 今後、地域ごとに拠点園を展開していくので、本会の議論の内容を反映していきたい。

(2) 児童福祉施設としての役割について

- ・ 新規虐待相談件数データを見ると毎年300～400件の相談があるので、こうした家庭への支援・相談や各機関へのつなぎ等についてどこまでできているのか、また、今後どのように行っていくべきかシステム等全般的に議論する必要がある。
- ・ 公立園では虐待の疑いがあるケースを各園抱えており、見守りや相談、場合によっては通報など支援を行っている。その他に一時保育、緊急保育等役割を担っている。
- ・ 虐待の他にも貧困、多文化、障害も含め様々支援が必要な家庭について、乳児期に問題を解決していくための予防的観点が必要である。
- ・ 18歳未満の保護者支援については、入園選考の取り扱いにおいても新たな支援を予定しているが、それが若年保護者に対する虐待等の偏見につながらないよう配慮が必要である。
- ・ 公立園から見た感覚として、入園後も含め10代の親がケースワーカーとつながるケースは9割程度である。
- ・ 児童相談所の移管が予定されているこの時期にこそ、区で地域ごとの虐待家庭の詳細な把握をする必要がある。これができていないと十分な支援ができない。
- ・ 私立では認可であってもアレルギーや障害、外国籍等の児童に対応しきれず、応諾義務を果たせないケースがあると聞いており、公立園の果たす役割は大きい。
- ・ 公立園を減らしていくという自治体もあるようだが、この結果、公立園入園児は特別な課題を抱えているといった偏見が助長されることが懸念される。
- ・ 拠点園は児童福祉施設の役割を多く担うことになり、様々な難しいケースへの対応が考えられるため、専門員の設置が必要だろう。

(3) 保育の質について

- ・ 待機児問題により弾力化してきた公立園について他自治体では定員を元に戻し質を担保していこうという動きもあり、待機児の状況に対応し適切な場所に適切な数の公立保育園を整備していく必要がある。
- ・ 私立も公立と同等の質が求められるが、処遇面でも同等となるような施策を求める。
- ・ こうした処遇面の違いから公立ではベテラン職員が多く、一方で若手職員の多い私立との人的な交流等により指導的な役割を担えるのではないか。
- ・ 昨今増加する発達障害への対応について、公立職員がより専門性を高め、私立に還元していくことができるのでは。
- ・ 各地域で私立公立交えた保育ネットを立ち上げ、情報交換や質の向上を図っているが、私立園では人手不足から会や研修への参加すら難しいケースもあるため、今後は研修生を交換型にするなどやり方を工夫することが必要である。
- ・ 公立で実施している「ひろば」にはベテラン保育士がおり、保護者への安心感を与えている。また、公立の保育園児と一緒に遊べるといったメリットも大きい。
- ・ 保育指針の改定があったので、これについて研修を実施するなど、公私や認可外の違いを超えて区全体の保育の質の担保にかかる施策を行っていくべきである。

(4) 保育園の運営面等について

- ・ 現在は小規模な保育施設の整備が進んでいる中、拠点園は巨大な施設になるので、地域に与える影響が懸念される。
- ・ 区立保育園から小学校へ入学し、親にかかる負担があまりに大きくなるといったギャップを感じるため保育園には小学校につながる支援という面も必要である。
- ・ 烏山地域では、保育施設関係者が小学校の校長先生の話聞く機会を設けている。理想は互いの意見交換だが、小学校との連携の第一歩である。
- ・ 幼稚園との円滑な連携や、また、入園前から就学後までの支援も考えるべきである。
- ・ 保育園の保護者も多様であり高所得者が保育園に攻撃的な姿勢を取る姿も見られる。
- ・ 私立と違い公立は遊具が豊富でない、また、ICTの活用に消極的など、保守的なイメージがあるので、もっとチャレンジしていくべきではないか。
- ・ 遊具等については私立が力を入れているが、その基となっているのはプレーパークであり、区にはそうした人材が多くいると考えられるのでもっと活用すべきでは。

(5) その他

- 保育園だけでなく、街の子育て環境（狭い歩道やお店の受け入れ姿勢等）においても子どもの視点が必要である。これに関連し「保育の質ガイドライン」は区の目指す保育であるが、一般向けのガイドライン的なものの作成も期待する。
- オムツへの記名や連絡帳の詳細な記載など保護者や職員にとって負担となっていないか、また、本当に子どものためになっているか改めて考える機会となればよい。

第 2 回区立保育園あり方検討部会【議事録】

開催日時：平成 29 年 9 月 8 日（金）9:30～

場 所：区役所第 2 庁舎 5 階第 4 委員会室

1 各委員からの意見等

(5) 今後の部会における議論の方向性等について

- ・ 前回の様々な議論を踏まえ、公立園は支援が必要な家庭に対し児童福祉施設として予防的観点を持ちながら、どういった役割を担うべきかという切り口で議論を交わしていただきたい。
- ・ 議論にあたっては、より現実的な問題に対応できる具体的方策が必要であるが、その際に将来も見据えた長期的視点を持って検討する必要がある。
- ・ 議論の際には子どもや現場の職員にしわ寄せがいかないような配慮も必要である。

(6) 世田谷区における支援が必要な家庭への支援の状況・課題について

- ・ 区には様々なサービスがあるが、真に当事者の為となる適切なサービスを適切な時期に案内できる責任を持った部署や人が充分ではないのでは。当事者の意欲・想いについて適切にアセスメントを行い、マネジメントすることはとても重要である。
- ・ 区では、他自治体や外国で見られるような子育て支援機関と関連施設や就労支援機関等との併設を行っていないため、現場からつなぎを行う仕組みが重要となる。
- ・ 現在、区では子ども家庭支援センターがつなぎの役割を担っている。また、公立園も日々支援機関へのつなぎの役割を行っている。
- ・ 区の支援から外れやすい妊娠期から出産期について、昨年度より妊娠期の面接を開始するなど切れ目のない支援に取り組んでいる。
- ・ 例えば健康づくり課から入園担当へ入園の必要性のある家庭を紹介するなどの仕組みを始めているが、要支援児童の入園についてはまだ関連機関との連携が充分でない。

(7) 児童福祉施設としての役割について

- ・ 公立保育園は、支援が必要な家庭・児童を入園させる社会保障的役割と雇用保障という役割を持つが両者のバランスを保つ必要がある。
- ・ 社会的養護が必要となる家庭の一步前の支援を公立保育園がより担っていくべきである。
- ・ 現在どちらかというところ認可外施設が担っている支援が必要な家庭の児童の入園について、単純な指数による利用調整でなく状況によって柔軟に入園できるような仕組みが求められる。

- ・ 保育の質を担保しながら支援の必要性に気付き、支援機関に適切につなぐ役割を果たすためには、保育士のみには過度な負担となるため園に保育士とは別にソーシャルワーカーを置く必要がある。
- ・ 子どもにとって最も必要なのは良い保育を行うことであるので、ソーシャルワーク的な役割は経験を積んだ保育士が担うべきである。
- ・ 虐待の相談件数を見ると、現在の子ども家庭支援センターのワーカーだけで担える数ではないので、保育園や児童館等の地域でケアを受けられる施設に役割を担ってもらう必要がある。
- ・ 現在、一時預かりは主に私立園の役割となっているが、公立園でもアウトリーチとして一時預かりを積極的に行い、セーフティネットとして気付かないニーズをキャッチすべきである。
- ・ 他自治体で事例のある私立園の廃止等緊急時の公立園職員の派遣や、私立園の児童を受け入れるなどの役割も担えるのでは。
- ・ 民間保育園は多様化してきているが、まだ手探りで運営する施設など様々である。こうした施設に対し公立園は人材育成機関としての役割を果たすべきである。
- ・ 子どもを育てる状況の当たり前のレベルが下がっており、子育て＝大変というイメージが付き困っていても相談できない状況が懸念される。このため、公立園から意識的に子育ての当たり前のレベルを上げることで困難な状況の方の声を吸い上げやすくすべきである。
- ・ 公立園の再整備による統合園は、新たな機能を付与しなければ、規模が大き過ぎるという印象がある。

(8) その他

- ・ 公立と私立の職員の経験年数や給与の差は一概に大きいとは言えない。特に世田谷区では新設園が多数あるため必然的に経験年数は低くなるのでは。
- ・ 公立と私立との比較において、認可外施設を入れるとより経験や給与の差が大きくなるのでは。
- ・ 世田谷区は規模が大きく地域に施設長の顔が見えにくくなっているため、もっと施設長が長く地域に根付き地域と連携していく必要がある。
- ・ 公立園だけに障害児や要配慮児が集まる特殊な施設となるのはあまり良いことではなく、地域の一般的な施設として存在することも必要である。

2 次回に向けて

- ・ 公立園のあり方、機能として現在、どういったものが考えられているか具体的な案を事務局で提示する。
- ・ 提示案について、公立園として期待すること、すべきことについて、何がありどうすれば実現できるかについて議論を行う。

第3回区立保育園あり方検討部会【議事録】

開催日時：平成29年12月15日（金）9:30～

場 所：区役所第2庁舎5階第4委員会室

1 各委員からの意見等

(9) 区立保育園のあり方について

- ・ ソーシャルワーク（以下SWと記載）的機能を公立園の保育士が担うか専門化が担うのか検討が必要である。
- ・ 子どもの発達状況や家庭の状況を日々対面し、つぶさに把握している保育士がSW的機能を担うことで支援者として強い力を発揮できるのでは。
- ・ 保育士が個別の状況を多面的に捉えアセスメントを行った上で、個別支援計画を立てるところからは専門家に作成してもらうという方法もある。
- ・ 現状においても公立園では、個別のケースを園長も含め園で把握し、子ども家庭支援センターにつなぎ個別会議に参加するなどしているが、これが体系化されるとなるとよい。
- ・ 全国的に保育人材は不足しており、0歳児クラスや一時保育を閉鎖する園も多数出てきている中で、公立園が一時保育を行うなど果すべき役割がある。
- ・ 保育園に入園できていない家庭に対し公立園がどう関わっていくかが重要である。
- ・ 地域交流等も必要だが、現実として一時保育といった本当に必要な資源が不足している。
- ・ 一時保育は計画の2割程度しかできておらず、また利用に際しても空いている場合のみ使えるといった利便性の低いもので待機児以上に困っている状態である。
- ・ 現場は保育だけでなく書類の多さにも疲弊しており、これ以上新たな役割を担わせることができるのか疑問。新たな役割を担わせるのであれば何かを減らすことも必要である。
- ・ 公立園について日曜日に施設を地域に貸し出すなど、柔軟に対応し地域で有効活用すべきでは。
- ・ 公立園も採用時期による人材の年齢層の偏り、非正規雇用の増加など、施策の具体化に支障がないのか。またそうである場合、中途採用なども必要ではないか。
- ・ この時代に大規模園200人規模を作るといえるのはいかなるものか。こうした再整備を行うのであればここにどのような機能を備えるかは重要である。

(2) 報告書の記載内容について

- ①「1. はじめに」

- ・ 検討会の背景として、待機児問題が大きく、社会的に量が求められ新設園が増加したことによる人材の不足を記載する。
- ・ 児童相談所の都から区への移管は検討する上で重要な背景となるため記載する。
- ・ 公立園は行政機関であり、児童福祉法第 24 条により児童福祉施設としての役割と実施責任があるということを明確に記載する。
- ・ 本検討部会の検討対象があくまで「公立保育園のあり方」に絞っていることを明記し（私立保育園や幼稚園についての検討も含まれるといった）誤解のないようにする。

②「現状と課題」の追加について

- ・ 現状と課題の章を設け、公立園を取り巻く現在の状況が分かった上で何を行っていくべきかという報告書の流れとしてはどうか。
- ・ 課題の中で例えば公立園において園長の裁量の範囲が限定的であることや、新たな取り組みが十分でないなど、公立園の硬直性についても記載してはどうか。
- ・ 公立園では園長が 4 年程度で異動してしまうため、施設が地域に根付き、地域を見守ることができるのか疑問である。例えば施設長は 10 年間異動しないとか、異動しても一定の地域からは出ないなど独自ルールを定める自治体もある。
- ・ 本検討の背景となる新設園の増加に伴う保育人材の枯渇についても記載が必要では。
- ・ 公立と私立を比較した書き方ではなく、仕組みの違いから起こっている状況について記載することで公立園の役割を浮き彫りにさせてはどうか。なお、データで示せる経験年数等、公私の違いについては報告書に掲載してもよいのでは。

③「3. 今後の区立保育園のあり方」について

- ・ 地域保育ネットワークは重要な役割を果しており記載が必要だが、義務的なものでなく地域間で取り組みの違いもあるので機能として活用するには不十分である。また、そうした緩いものだからこそ自由度が高いというメリットもある。
- ・ 保育ネットにおいて自園で培ったものを共有し学びあう場として今でも活用しているが、今後より充実させていくことも必要である。

④「4. 保育園職員として求められる資質と人材育成」について

- ・ SW 的役割を担うために保育士は今以上にカウンセリングマインドが必要となる。
- ・ SW 的な話となると子どもとの関わりが好きで日々の保育にあたる保育士には壁に感じられるかもしれないので、学びについては保育に活かせる内容とした方が受け入れやすいのでは。

⑤報告書全体について

- ・ 今後、3年～10年程度の一定期間を経て報告書内容は見直しを行ってもよい。
- ・ 「区立園のあり方」と「実際の機能」は別であるため、この報告書に現場の声が反映されているのか不安がある。
- ・ このような報告書の書き方で現場の保育士の士気があがるのか疑問であるので、前向きな書き方や登場人物を示すなどもう少し工夫すべきである。
- ・ 報告書に保護者の姿について記載がないのでは。
- ・ 報告書の表題は新規施設の増加とか保育施設の多様化等を加えた方がよい。
- ・ 児童福祉施設としての公立園の役割強化とそれに伴う支援の必要性を記載しているが、同様に私立園にも強化を求め支援を行うべきではないか。
- ・ もちろん私立園でも児童福祉施設として様々な取り組みを行っているが、新設園も多数あり、取り組みに対する意欲の差も大きいため、やはりまず公立園児童福祉施設としての役割を担っていくべきである。
- ・ 今回、公立園のあり方を検討しているが、今後は1号認定で支援が必要な方への対応についても議論が必要である。

